

千代田区図書館評議会設置要綱

平成 19 年 6 月 22 日 19 千区文発第 114 号

(目 的)

第 1 条 千代田区立図書館の基本運営方針及び運営実績について区民、有識者、関係者等から広範に意見を聴取し、運営改善の参考に資することを目的として千代田区図書館評議会（以下「評議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 評議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 千代田区立図書館の運営方針及び運営実績の評価に関すること。
- (2) その他千代田区立図書館の運営改善について検討を要すること。

(構 成)

第 3 条 評議会は委員 10 名以内で構成する。

(委員の委嘱)

第 4 条 評議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 図書館情報学専門家
- (2) 図書館関係者
- (3) 出版・流通事業関係者
- (4) 経済団体関係者
- (5) 区内大学関係者
- (6) 生涯学習・教育関係者
- (7) 公募による区民

(任 期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 6 条 評議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。
2 会長は、会を代表し、会務を総括する。
3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(開 催)

第 7 条 評議会は年 2 回の定期会及び必要に応じ随時開催する臨時会から成る。

(召集等)

第 8 条 評議会は会長が招集する。
2 会長は、必要に応じ委員以外の者に対し評議会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第 9 条 評議会は、専門的観点から特定事項を審議するため、調査機関として専門部会を置くことができる。
2 専門部会の委員は 5 名以内とし、次項の部会長を除き、評議会の委員以外の者から教育委員会が委嘱することができる。
3 専門部会に部会長を置き、評議会の委員の中から会長が指名する。
4 部会長は、会務を総括する。
5 専門部会は部会長が招集する。この場合において部会長は、必要に応じ専門部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 10 条 評議会の事務局は、文化振興課に置く。

附則

この要綱は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。(19 千区文発第 114 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(21 千区図文発第 54 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(23 千区図文発第 509 号)

この要綱は、令和 5 年 5 月 24 日から施行する。(5 千地文振発第 92 号)